

リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームの実務対応報告、公表

—ASBJ

去る6月26日、企業会計基準委員会は第290回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

IFRS(H)リースメント

第15回IFRSのエンドースメントに関する作業部会(本誌2014年7月10日号(No.1385))情報フラッシュ参照)の検討状況が報告され、審議が行われた。

公開草案公表時に示す、コメント提出者への質問に、修正版IFRSの適用に関するオプションについての項目を追加するかという点については、賛否両論が聞かれた。ただし、作業部会での議論同様に、会計基準上の論点か制度上の論点か整理することを求める声もあり、公開草案公表までに金融庁とも協議のうえ整理される見込み。

リース手法を活用した先端設備等投資支援スキーム

前回までの審議を踏まえた実務対応報告の文案が提示され、公表が承認された。6月30日に公表された、実務対応報告31号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける

を参照いただきたい。

税効果会計

第5回税効果会計専門委員会(本誌2014年7月10日号情報フラッシュ参照)の検討状況が報告され、審議が行われた。委員からは、「監査委員会報告から適用指針となることで意味合いは大きく変わる。仮に同じ規定でも重みは変わるという認識が前提として必要」との指摘がなされた。

借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」の本文は、ASBJのHP (https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/lease_2014/index.shtml)

国際会計

ワークプランの更新—IASB

IASBは、IFRSの改訂プロジェクトに関するワークプランを6月24日付けで更新した。前回のワークプラン(5月28日付け)からの主な変更点等は、次のとおりである。

全般

- ・IFRS15号「顧客との契約から生じる収益」が、5月28日に公表された。
- ・開示イニシアティブが、主要プロジェクトから部分的な範囲における改訂へ移された。

主要基準

- ・IFRS9号「金融商品」(IAS39号の改訂)(分類および測定、減損)の最終基準の公表目標…2014年第2四半期から
- ・2014年第3四半期へ変更

草案の公表目標…2014年第3四半期から2014年第4四半期へ変更

- ・個別財務諸表における持分法(IAS27号の改訂案)の最終基準の公表目標…2014年第2四半期から2014年第3四半期へ変更
- ・公正価値測定(会計単位の公開草案の公表目標…2014年第2四半期から2014年第3四半期へ変更
- ・投資企業—投資企業に対する持分の会計処理および連結免除の適用(IFRS10号とI

部分的な範囲における改訂

- ・年次改善(2012—2014)の最終基準の公表目標…2014年第3四半期公開草案のコメント期限が2014年3月13日であり、その後IASBで再審議)
- ・株式報酬取引の分類および測定の明確化(IFRS2号の改訂案)の公開草案の公表目標…2014年第3四半期から2014年第4四半期へ変更
- ・負債の分類(IAS1号の改訂案)の公開草案の公表目標…2014年第3四半期から2014年第4四半期へ変更

- ・2014年第4四半期へ変更
- ・企業とその関連会社/ジョイント・ベンチャーとの取引から生じる利得または損失の消去(IAS28号の改訂案)の公開

国際会計

果実生成型植物に関するIFRS改訂の公表—IASB

- ・年次改善(2013—2015)の公開草案の公表目標…2014年第3四半期から削除
- ・非支配持分に関する売建ブック・オプション…ワークプランから削除
- ・適用後レビュー
- ・IFRS3号「企業結合」の審議…2014年第3四半期

AS28号の改訂)の再審議…2014年第4四半期

年次改善(2013—2015)の公開草案の公表目標…2014年第3四半期から削除

非支配持分に関する売建ブック・オプション…ワークプランから削除

適用後レビュー

IFRS3号「企業結合」の審議…2014年第3四半期

なお、部分的な範囲における改訂に関しては、全般的に四半期分延期されている。

去る6月30日、IASB

は、「農業・果実生成型植物—IAS16号およびIAS41号の改訂」(Agriculture:Bearer Plants—Amendments to IAS16 and IAS41)を公表した。この改訂は、産業として農業の比重が高い国の要望を踏まえ、2012年9月に開始され、2013年6月の公開草案の公表を経て、最終化されたものである。

改訂前のIAS41号は、農業活動に関連するすべての生物資産を、原則として、売却コスト控除後の公正価値で測定するこ

とを求めている。今回の改訂は、生物資産のうち果実生成型植物をIAS41号の適用範囲から除外し、有形固定資産としてIAS16号を適用することとした。すなわち、この改訂によって、果実生成型植物は原価モデルまたは再評価モデルのいずれかにより会計処理されるため、原価による測定を行うことが可能となった。

ここでいう果実生成型植物とは、次の3つの特徴を有する生きている植物を指す。

- ① 農産物の生産または供給に

用いられる
 ② 複数の会計期間において農産物を生成すると見込まれる
 ③ 寿命後に廃棄物として売却される以外には農産物として売却される可能性が低い

たとえば、お茶の木、ブドウの木、ヤシの木、ゴムの木などは、通常、果実生成型植物に該当するとされる。こうした植物の性格は、製造業における機械などの有形固定資産と同一であるとされたことが改訂の背景となった。一方、こうした植物が生成する農産物(前記の例でいえば、茶葉、ブドウ、ヤシの実、

企業の景況感の力ギを握る 個人消費支出の動向

金融

6月の全国企業短期経済観測調査(短観)が公表され、大企業の業況判断DIが、製造業・非製造業で各々12%ポイントと19%ポイント、ともに前回3月の調査より5%ポイント悪化していることがわかった。日銀短観は、全国の約1万社の企業を対象に四半期ごとに実施し、自社の業況や経済環境の現状・先行きなどについて調査する。DIは、「良い」と答えた企業から「悪い」と答えた企業の割合を引いて指数化したもの。前回3

ラテックス(ゴム原料)は、改訂後も継続してIAS41号の適用範囲に含まれる。
 この改訂の発効日は2016年1月1日以降開始年度であり、早期適用が認められる。その適用はIAS8号に基づく週及適用が原則となるが、表示されている最初の年度の期首における公正価値をみなし原価とすることも認められる。また、IFRS1号の改訂は行われていないが、果実生成型植物がIAS16号の適用範囲に含まれることから、IFRSの初度適用時には有形固定資産に適用される免除措置が利用できる。

月調査の先行き見通しで製造業・非製造業は、各々9%ポイント、11%ポイントの悪化を予測しているため、今回は想定したほどの悪化ではなかったことになる。また、同様に次回9月調査での業況判断予測は、製造業が3%ポイント改善、非製造業が「変わらず」となっているため、今回悪化した要因は、4月からの消費税率引上げといった一時的なものといえそうだ。
 さらに、個別の企業活動に関わる製造業の設備判断DI(過

会社法の一部を改正する法律案が参議院で可決され、改正会社法が成立し、公布された。今回の改正の目玉は、いわゆるコーポレート・ガバナンスの問題で、具体的には、監査等委員会設置会社(監査委員会と取締役会を設置する会社)の新設、社外役員(社外要件の厳格化が主な点)である。また、社外取締役の選任の強制は見送られた。
 監査役制度を有する日本の商法(会社法のベースの法律)はドイツの商法を基礎に作成されたといわれており、一方、証券取引法(現在の金融商品取引法)は米国の法令(1933年証券法と1934年証券取引法)を基礎に作成されたといわれている。一国内での関連する可能性のある法令の協調性という視点では、すでに「ねじれ」が生じていることになる。現在の日本の会社法に当たるドイツの法律では、労働者の代表が必ずメンバーとなっている監査役会は取締役の任命権・解任権を有していることから、監査役会が取締役会より上位概念であるといわれている。一方、米国では、監査役会制度はなく委員会制度が浸透しており、監査委員会が取締役の業務執行を監督し、監査委員会が執行取締役より上位概念であるといわれる。また、

ニューヨーク証券取引所は、上場国内会社に対して、独立性の要件を満たした独立取締役のみで構成される監査委員会、指名委員会、コーポレート・ガバナンス委員会の設置を要求している。
 2006年5月1日に施行された会社法により、公開大企業は監査役会設置会社(取締役会と監査役会)と委員会設置会社(取締役会、監査委員会、指名委員会、報酬委員会)のい



れ。こうしたケースは近年の日本でもみられるが、一般的とはいえない。米国では、トップマネージメントはもちろん、ミドルマネージメント以下でも転職により昇格するのがかなり一般的である。次に、委員会制度を長く経験している米国では、社外取締役の候補者の市場が存在することがある。日本で、社外取締役を選ぶ場合には、どのような人物を選ぶのか、どうしてそのような候補者にアプローチするのか、人口での大きな問題となる。つまり、日本で米国と同様に委員会制度が機能しない障害が存在することになる。
 今回の改正会社法により設置された社外の役員(取締役・監査人)の人数が少なくなるといふメリットを持つといわれる監査等委員会設置会社制度は、日本での程度浸透するのだろうか。何社が採用するのであるのか。なりゆきを関係者はみんな注目しているに違いない。
 どのような形式の制度を導入するにしても、問題は本来のガバナンスをうまく機能させるかどうかである。「仏作って魂入れず」にならないように、監査役会や監査委員会を有効に機能させなければならぬ。
 長谷川 茂男(中央大学専門職大学院特任教授)

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2014年6月25日	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	金融庁	主に、新規上場時の有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数短縮、非上場のIFRS適用会社が初めて提出する有価証券届出書に掲げる連結財務諸表の年数を改正するもの。コメント期限は、2014年7月25日まで。なお、改正後の規定は、2014年8月下旬に公布・施行予定。	—
2014年6月26日	売買単位の統一に向けた有価証券上場規程等の一部改正について	東京証券取引所	一部指定や市場変更などの要件として100株単位であることを求めるとともに、売買単位の引下げを容易にするための対応を行ったもの。施行期日は、2014年7月1日。	—
2014年6月27日	法律第90号 会社法の一部を改正する法律 法律第91号 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律		2005年に会社法が制定されて以来の大改正であり、監査等委員会設置会社制度の創設、社外取締役および社外監査役の要件の厳格化、株式買取請求に係る規定の整備等に関して改正を行ったもの。施行期日は公布の日から起算して1年6カ月を超えない範囲内において政令で定める日。	—
2014年6月30日	社外役員を含む非業務執行役員の役割・サポート体制等に関する中間取りまとめ 社外役員等に関するガイドライン	経済産業省	改正会社法の成立を機に、企業による社外取締役選任に向けた取組みが進展することを想定し、社外取締役等の実際の活躍事例等をもとに取りまとめられたもの。	—
2014年7月2日	議決権種類株式に係る上場審査の観点の明確化のための上場審査等に関するガイドラインの一部改正について	東京証券取引所	議決権の多い株式を利用する際の主要目的や必要性について、上場審査の観点を明確にしたもの。施行期日は、2014年7月7日。	—

変わる日本企業の経営トップの座

証券

「不足」は、3月時点に比べて今回やや「過剰」と答えた企業が増加したが、9月の予測では全体で2%ポイント減少、さらに雇用人員判断DI(「過剰」→「不足」)でも全体で不足に傾いている状況だ。今回「不足」幅が縮小したが、9月予想では再び不足幅拡大傾向を示し、企業規模が小さくなるほど、この傾向を強くみせている。

今回の調査でも、大企業製造業の2014年度の設備投資計画は前年度比12・7%増となっており、調査結果については、

報道の見出し「景況感悪化」とは真逆の実態を示している。しかし、厚生労働省の直近の統計で、現金支給ベースの賃金は前年比0・8%増加しているが、実質賃金は3・6%減少となっており、やはり消費税率引上げに起因する物価上昇に賃上げが追いついていない実態を示している。したがって、現状の景況感について楽観的な企業が多いものの、2014年後半に向けて個人消費支出の動向が次回9月の短観にどう影響するかが注目される。

ポレイション、双日などが社外からトップ招聘を続け、さらに武田薬品工業も外国人トップを迎えるなど流れは変わっていない。

20世紀の日本の経営からすると、異例のトップ選出を行った企業がいずれも業界トップクラス企業であることは注目されてよい。伝統を誇る大手企業では、「おみこし経営」という言葉が冗談でなく語られることが珍しくなかった。トップは形ばかりで、軽いほどよく、実際の経営は力とエネルギーに溢れた部長、課長といった中堅幹部が行うのがよい、そのほうが経営はうまくいく、というのである。

このような考えから、トップと一般社員の間所得格差は小さくて当然とする意識も生まれてきたのではないか。これはもちろん、欧米企業のトップのあり方とは大いに異なる。欧米企業のトップは経営のプロ中のプロとして責任、待遇とも一般社員とは比較にならない。

サントリーが社外から新しいトップを招聘した。巨大企業ではあるが、その成り立ちから同族経営が続くとみられていただけに相当なサブライズである。グローバル競争がますます激化するなかで、同社の現経営陣の危機感の強さを物語るものである。これは、日本企業の変身が決して緩いものでないことを強烈にアピールするもので、マーケティングとも無縁ではあり得ない。

振り返ってみると、企業経営の最高の意思決定であるトップの選出で保守的とされてきた日本企業も、21世紀に入った頃から

ら目にみえて変わってきたといえる。世紀の変わり目に日産自動車はフランスの同業ルノー社からゴーン氏をトップに迎え、経営再建を託した。ゴーン氏は、短期間で見事に同社を立て直したのだ。これは、日本企業の経営者選出のあり方に再考を促すきっかけになったように思われる。

その後、日本板硝子、オリンパス、ソニーなどで外国人トップの起用が続いた。しかし、これらのケースではすべてが成功とはいえなかった。それでも、最近では資生堂、ベネッセコー

ポレイション、双日などが社外からトップ招聘を続け、さらに武田薬品工業も外国人トップを迎えるなど流れは変わっていない。

20世紀の日本の経営からすると、異例のトップ選出を行った企業がいずれも業界トップクラス企業であることは注目されてよい。伝統を誇る大手企業では、「おみこし経営」という言葉が冗談でなく語られることが珍しくなかった。トップは形ばかりで、軽いほどよく、実際の経営は力とエネルギーに溢れた部長、課長といった中堅幹部が行うのがよい、そのほうが経営はうまくいく、というのである。

このような考えから、トップと一般社員の間所得格差は小さくて当然とする意識も生まれてきたのではないか。これはもちろん、欧米企業のトップのあり方とは大いに異なる。欧米企業のトップは経営のプロ中のプロとして責任、待遇とも一般社員とは比較にならない。

しかし、日本企業も変わってきた。社長は経営のプロとして出身に関係なく実力によって選ばれる。新しく招かれた社長は株主のために、と口にすることが多い。日本企業の経営トップの座の問題は、大きな株主材料となってくることは必然である。